

V 内部通報制度 ～ツダコマホットライン規定～

法令違反に対する内部通報制度として弁護士を受付窓口とする「ツダコマ法律ホットライン」を設置します。また人権問題についての通報制度として、総務部人事安全グループを窓口とする「ツダコマ人権ホットライン」を設置します。

ツダコマホットラインは、以下のように運用します。

- 1 会社の役員職およびいかなる者も、内部通報者に対して、不利益な待遇をしてはならない。これに違反したものは、処分の対象として適切な措置を行なう。
- 2 通報者は、故意により虚偽の事項を通報してはならない。
- 3 通報を受けた弁護士もしくは総務部人事安全グループ長(以下窓口責任者と記す)は以下の処置を行なう。
なお、通報者保護のため、通報事実を一般化、抽象化して会社に報告することができる。
 - ① 通報者からの通報、申告または相談(以下、通報等といいます)を受け付け、調査の必要性を判断する。
 - ② 通報は、匿名であると否と問わず受け付ける。
調査が必要な通報等について聴き取りなど必要な調査を行い、その結果並びに法的な判断事項についての見解を、コンプライアンス担当役員に報告する。人権に関する通報について法的な見解が必要な場合、窓口責任者は専門家に意見を求める。
 - ③ 調査が不要と判断した場合、その旨を通報者に通知する。
 - ④ 匿名の通報者に対しては、その報告の義務を負わない。
 - ⑤ 窓口責任者は、調査上必要な場合を除き、通報者が特定されるような情報を他に開示してはならない。
- 4 窓口責任者から報告を受けたコンプライアンス担当役員は、速やかに事実関係の調査を行い、必要に応じて関係者を招集して対策会議を開催し、処置を行なう。